

「令和8年度 あるかぼーと・唐戸エリアマスタープラン推進業務」
プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、令和5年2月に策定した「あるかぼーと・唐戸エリアマスタープラン（以下「マスタープラン」という。）」に基づき、あるかぼーと・唐戸エリア（以下「エリア」という。）における観光振興及びエリア価値向上を着実に推進することを目的とする。

本業務実施にあたっては、令和7年に発足し地先の事業者6者からなり、将来的にエリアの協働運営の担い手として期待する「準備会」を協力主体として位置付け、本市及び準備会と連携しながら業務を進めるものとする。

2. 業務名

令和8年度 あるかぼーと・唐戸エリアマスタープラン推進業務

3. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

※本業務は、令和8年度及び令和9年度までの2か年を事業期間として予定しており、本年度は1年目となる。本プロポーザルにおいて、令和9年度の業務内容についても提案を求めており、令和9年度は初年度に契約した者と随意契約を締結して事業を実施することを想定している。ただし、本プロポーザルの結果によって、令和9年度の契約を確約するものではなく、本業務の履行状況等を勘案し、想定を変更することもあり得る。

4. 業務内容

「令和8年度 あるかぼーと・唐戸エリアマスタープラン推進業務」仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

5. 契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

6. 予算

見積り限度額 令和8年度18,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、令和9年度については、予算額は未定である。

7. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約締結の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 市税、国税（法人税、消費税及び地方消費税相当額）を滞納していないこと。
- (5) 公告日を基準日として直近5年間に国又は地方自治体が発注した下記の3分野について、受注実績を2件以上有し、誠実に履行していること。
 - ① データ分析に基づく施策立案及び効果検証に関する業務
 - ② マーケティングに関する業務
 - ③ DMO又はエリアマネジメント組織の組成に関する業務

8. 参加申込手続

本業務に関して参加意思がある場合は、次により提出するものとする。

- (1) 提出書類
参加申込書（様式1）、会社概要（会社パンフレット等）
7. 参加資格（5）の確認資料
- (2) 提出方法
電子メール（E-mail：ssareavi@city.shimonoseki.yamaguchi.jp）
※参加申込書（様式1）について、必要事項を記入のうえ、ファイルをPDF化し、電子メールにより送付すること。
※会社概要について、電子メールでの送付が困難な場合は、郵送により送付すること。
※提出期限までに、事務局に電話で電子メールの到着を確認すること。
- (3) 提出期限
令和8年3月17日（火）17時（必着）
- (4) 提出先
下関市総合政策部共創イノベーション課
- (5) 参加資格審査の結果通知（様式2）

ア 通知日 令和8年3月18日(水)

※参加申込書を提出したにもかかわらず参加資格の確認結果の通知がない場合は、令和8年3月19日(木)正午までに、事務局に電話で連絡すること。

イ 通知方法 電子メール

9. 質問書の提出

本案件に対する質問がある場合は、次により質問書を提出するものとする。質問内容及び回答については、参加申込書を提出した者全員に参加申込書に記載された電子メール宛てに通知する。

(1) 提出様式 質問書(様式3)

(2) 提出期限 令和8年3月16日(月)正午(必着)

(3) 提出先 下関市総合政策部共創イノベーション課(事務局)

(4) 提出方法 電子メール

(E-mail: ssareavi@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

※提出期限までに、事務局に電話で到着を確認すること。

(5) 回答方法 電子メール

回答日 質問内容を取りまとめの上、令和8年3月16日17時までに回答予定

10. 提出書類

(1) 提案書の提出について(様式4)

(2) 提案書(任意書式)

記載事項

① 仕様書に基づく企画提案

② 本業務の推進体制

仕様書「8.留意事項(2)」において記載されてある統括責任者、現場責任者、担当者の所属・職名・氏名・関連実務実績、本業務実施にあたっての役割等を記載すること。ただし、提案時点で推進体制が未定の場合は、氏名に代えて、配置予定者の要件(所属部署、職名、関連実務実績等)を記載すること。

③ 業務実績について

直近5年間において本事業に類似した業務の内容(発注者、業務名、履行期間、業務概要、契約額(単年度換算)、主たる成果)

※発注者は国又は地方公共団体か否かは問わない。

④ 令和9年度の提案について

仕様書に基づく提案を踏まえた令和9年度の業務内容の提案（令和9年度の位置付け、業務内容、スケジュール、想定成果、参考見積りとその内訳）

※令和9年度の参考見積りは予算確保等を前提とし、拘束力はないものとする。

- (3) 令和8年度 見積書（様式5）及び内訳書（任意書式）

内訳書には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記すること。

1 1. 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年3月25日（水）17時（必着）

- (2) 提出部数 正本1部、副本（コピー）10部

なお、1部ごとにA4版2穴サイズのファイルに綴じて提出すること。

また、副本には社名やロゴなど、提案者が特定できる記載をしないこと。

- (3) 提出先 下関市総合政策部共創イノベーション課（事務局）

- (4) 提出方法 直接持参、または郵送による。

※なお、郵送の場合は、受取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、本市はその責めを負わないこととする。

1 2. プレゼンテーションの実施

- (1) 実施予定日 令和8年3月30日（月）

実施予定場所 下関市立近代先人顕彰館（下関市田中町5-7）

- (2) 実施要領

① 出席者は最大3名までとする。

② プレゼンテーションは1社30分程度（説明20分、質疑10分程度）を想定し、順次個別に行う。

③ プレゼンテーションは原則、現場責任者又は担当者が行うこと。ただし、提案時点で推進体制が未定の場合又はやむを得ない事情が有る場合は、事前に事務局に連絡をすること。

④ プロジェクターを使用する場合は、事前に事務局まで連絡すること。またノートパソコンは参加者が用意すること。プロジェクター、HDMIケーブル、スクリーンについては、事務局で準備する。

⑤ プレゼンテーションの順番は、事務局が提案書を受理した順番とする。

⑥ 日時・場所等の詳細については、別途通知する。

⑦ プレゼンテーションに出席しない場合、受注意思がないものとみなし、選定しない。

13. 審査

(1) 審査方法

- ① 5名で構成する審査委員会において、提案書及びプレゼンテーションの内容を公平かつ客観的に審査する。(別添：評価基準参照)
- ② 各委員当たり150点満点によって評価し、全委員の評価点の合計をその参加者の総評価点とする。
- ③ 評価基準として最低水準を6割以上とし、総評価点が450点未満の場合、又は総評価点が450点以上であっても審査委員のうち2名以上が90点未満の評価をした場合、その参加者については失格とする。

(2) 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

採点・審議の上、総評価点のもっとも高い参加者を優先交渉権者として選定する。また、次に総評価点が高い参加者を次点交渉権者として選定する。なお、総評価点において、同点が生じた場合は、審査委員会の委員の多数決により選定する。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は提案した全参加者に対し選定結果通知書にて通知する。(様式6)

なお、審査結果及び経過に関する問合せ、または異議等については、一切応じない。

14. スケジュール

- | | | |
|----------------|--------------|---------|
| (1) 参加申込書の提出期限 | 令和8年3月17日(火) | 17時(必着) |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和8年3月16日(月) | 正午(必着) |
| (3) 提案書の提出期限 | 令和8年3月25日(水) | 17時(必着) |
| (4) プレゼンテーション | 令和8年3月30日(月) | (予定) |
| (5) 最終審査結果通知 | 令和8年4月上旬 | (予定) |

15. 契約に関する基本事項

(1) 契約手続

提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、優先交渉権者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め契約を締結するものとする。なお、協議の結果、合意に至らなかったときは、次点交渉権者と契約締結について交渉する。

(2) 契約方法 随意契約による

1 6. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出に関する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は一切返却しない。
- (3) 提案書等及びプレゼンテーション資料の著作権は参加者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの審査等で必要と判断した場合は、提案書等及びプレゼンテーション資料を複製、またはその内容が無償で使用できるものとする。
- (4) 提出された提案書等は、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号）に基づく公文書公開請求の対象となる。
- (5) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、すみやかに事務局へ辞退届（様式7）を提出すること。
- (6) 以下のいずれかに該当する場合は、失格として扱い、上記「1 3. 審査」に記載する選定を取り消すことがある。
 - ① 提出書類及び提案書等に虚偽の記載がある場合
 - ② 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ③ その他、不相当と認められた場合
- (7) 個人情報取扱、環境、暴力団排除への配慮については、別添「個人情報取扱特記事項」、「特記仕様書（環境編簡易）」及び「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」による。
- (8) 本業務の契約には、令和8年度当初予算の議決を要することから、予算の議決が得られない場合は、契約は成立しないものとする。
- (9) 本業務は内閣府「地域未来交付金」の活用を予定しており、採択状況により、業務の実施又は当初計画とおりの実施が出来ない場合がある。この場合、契約の可否も含め、事業内容、実施時期及び契約金額等を本市と受託者で協議のうえ見直すことがある。
- (10) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、事務局である下関市総合政策部共創イノベーション課長が定める。

1 7. 事務局

郵便番号 750-8521
所在地 下関市南部町1番1号
下関市総合政策部共創イノベーション課（担当：平山、松永）
電話番号 083-231-5838
ファクス 083-232-1300
電子メール ssareavi@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※開庁時間は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで